

令和六年度版

税の社会科ダイジェスト

# 税金ってなんだろう？



## ● なぜ税金ってあるの？

国や県や市町村は、みなさんの安全で豊かなくらしを守るために、いろいろな仕事をしています。そのためには、たくさんのお金が必要となります。このお金は、国民が出し合っています。これを「税金」といいます。ですから、税金は共同社会を維持するための、いわば会費であるといえます。

## ● なぜたくさんの税金の種類があるの？

税金は、国や県や市町村がいろいろな仕事をするための大切な財源で、わたしたちが社会の一員として暮らしていくためのいわば「会費」のようなものです。この会費つまり税金をできるだけ公平に負担してもらうことが大切です。公平に負担してもらうためには、負担する能力に応じて税金を払ってもらうことが必要です。

## ● 税金は納めなくてはいけないの？

税金を納めるのは国民の義務です。わが国の憲法では、第30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」とのきまりを定めています。

これが、いわゆる「納税の義務」で「勤労の義務」「教育の義務」とともに、国民の三大義務と呼ばれています。



### 税についてのお問合せ・相談

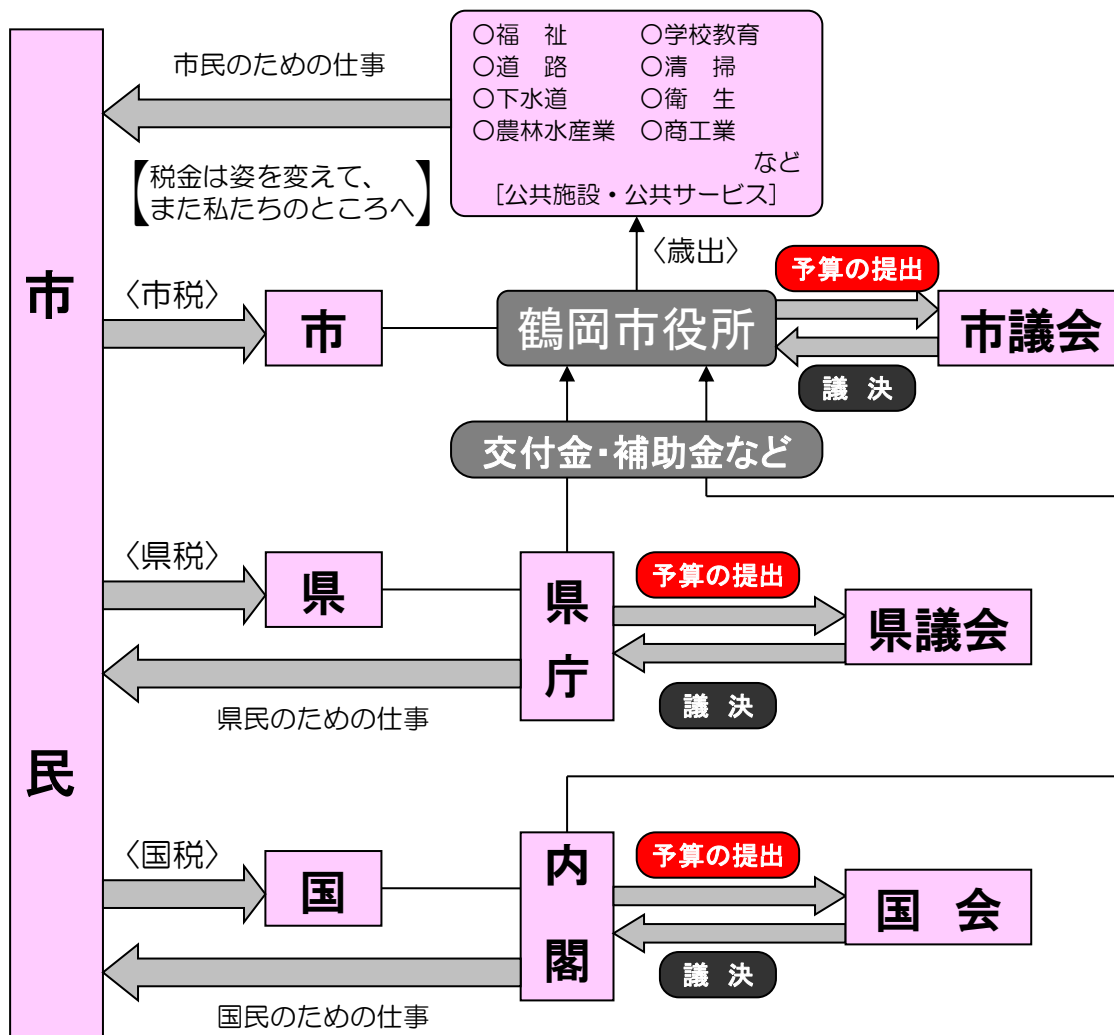
国税は 鶴岡税務署 電話 22-1401 (代表)  
県税は 山形県庄内総合支庁税務課  
電話 66-5422  
市税は 課税課・納税課 電話 25-2111 (代表)

### 税についてもっと知りたいときは

次のホームページをご覧ください

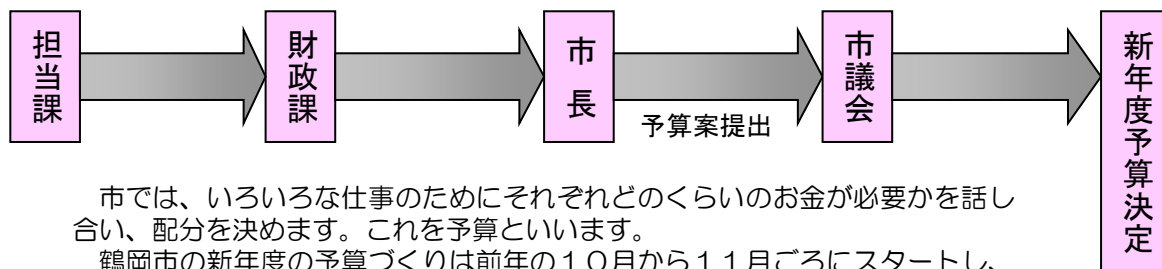
国税庁：<https://www.nta.go.jp/>  
山形県：<https://www.pref.yamagata.jp/>  
鶴岡市：<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/>

# 税金の流れや使い方の決め方は？



市民の選挙によって選ばれた代表（議員）が、市議会で話し合って予算を決定します。  
国や県でも、同じように私たちの代表が、国会や県議会で予算を決めています。

## ☆市の予算づくりの手順☆



市では、いろいろな仕事のためにそれぞれどのくらいのお金が必要かを話し合い、配分を決めます。これを予算といいます。

鶴岡市の新年度の予算づくりは前年の10月から11月ごろにスタートし、新年度の始まる前の3月までに予算が成立するようにしています。

# 税の歴史

税は歴史の中で、そのかたちを何度も変えてきました。それは社会の変化によって、求められる税のあり方も変わったからです。歴史をさかのぼってみてみましょう。

## 飛鳥・奈良時

飛鳥時代に行われた大化の改新（645年）では、公地公民（土地や人民を国家のものとする）ことなど、新しい政治の方針が示されました。701年に完成した大宝律令では、租・庸・調という税や労役をかける税のしくみができました。

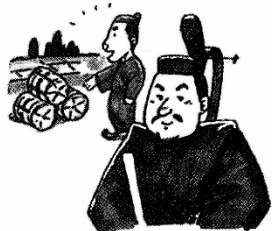
奈良時代には、墾田永年私財法（743年）が制定され、土地の私有化へと展開していきました。



## 鎌倉・室町時

鎌倉時代は守護、地頭や荘園領主のもとで経済が発達しますが、農民には年貢のほかにも公事と夫役が課せられていました。

室町時代には、税の中心は年貢でしたが、商業活動の発達により商工業者に対しても税が課せられ、街道に設けられた関所では、関銭（通行税）などが税として課せられました。



## 弥生時代①

中国の魏志倭人伝という歴史書の中に、3世紀ごろの日本に邪馬台国という国があり、卑弥呼という女王が国を治めていたと書かれています。

人々は種もみや絹織物を見つぎものとして卑弥呼に納め、これが日本の税の出発点と考えられています。



## 平安時代③

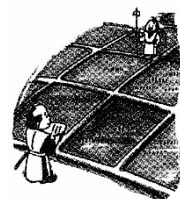
平安時代には大きな寺社や貴族の荘園が各地にでき、農民は荘園領主（土地を所有する地方の豪族）に年貢や公事（糸・布・炭・野菜などの手工業製品や採取物）、夫役（労働で納める税）などを納めました。



## 安土桃山時代

全国統一を行った豊臣秀吉は、土地を調査して太閤検地を行い、農地の面積だけでなく、農地の収穫高などを調べて年貢を納めさせるようにしました。

当時の税率は、二公一民といい、収穫の三分の二を年貢として納めるという厳しいものでした。

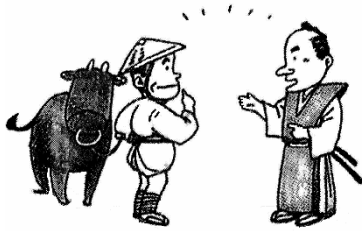


## 江戸時代⑥

江戸時代には、田畑に課税される年貢の地租が中心で米などを納めたそうです。

また、商工業者に対する税も、運上金・冥加金（株仲間と呼ばれる同業者に商売の特権を認めるかわりに納める税）

といったかたちで納められました。



## 明治時代⑦

明治政府は歳入の安定を図るため、1873年に地租改正を実施しました。

地租改正では土地の地価の3%を地租として貨幣で納めさせたそうです。

また所得税や法人税が導入されたのもこの頃です。

ちなみに所得税は、所得金額300円以上の所得者に課税されるものでした。



## 大正時代⑧

大正時代から昭和初期にかけては、戦費調達のため、増税が続きました。一方で、現在ある税のしくみができ始めたのもこの頃です。



## 昭和時代⑨

1940年に源泉徴収制度が採用されました。

1946年には日本国憲法が公布され、教育、勤労にならぶ三大義務の一つとして「納税の義務」が定められました。

また翌年には、納税者が自主的に自分の所得や税額を計算して申告・納税する申告納税制度が導入され、1950年にはシャープ勧告に基づき税制改革が行われました。この勧告の考え方は、今日においても税制度の基盤であるといわれています。



## 平成・令和時代⑩

1989年（平成元年）に、商品の販売やサービスの提供に対して3%の税金を納め消費税の導入や所得税の減税などを含む大幅な税制の改革が行われました。さらに消費税は1997年（平成9年）に5%、2014年（平成26年）には8%、2019年（令和元年）には10%に変わりました。

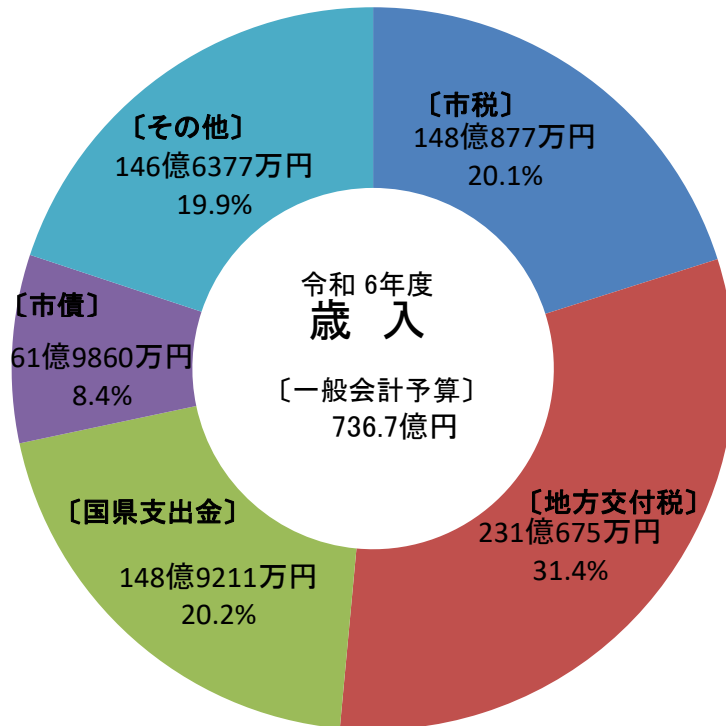
このように、経済社会の変化にともない税の制度は変わってきました。これからも、豊かで安定した社会を築くために、税のしくみは変わっていくことでしょう。



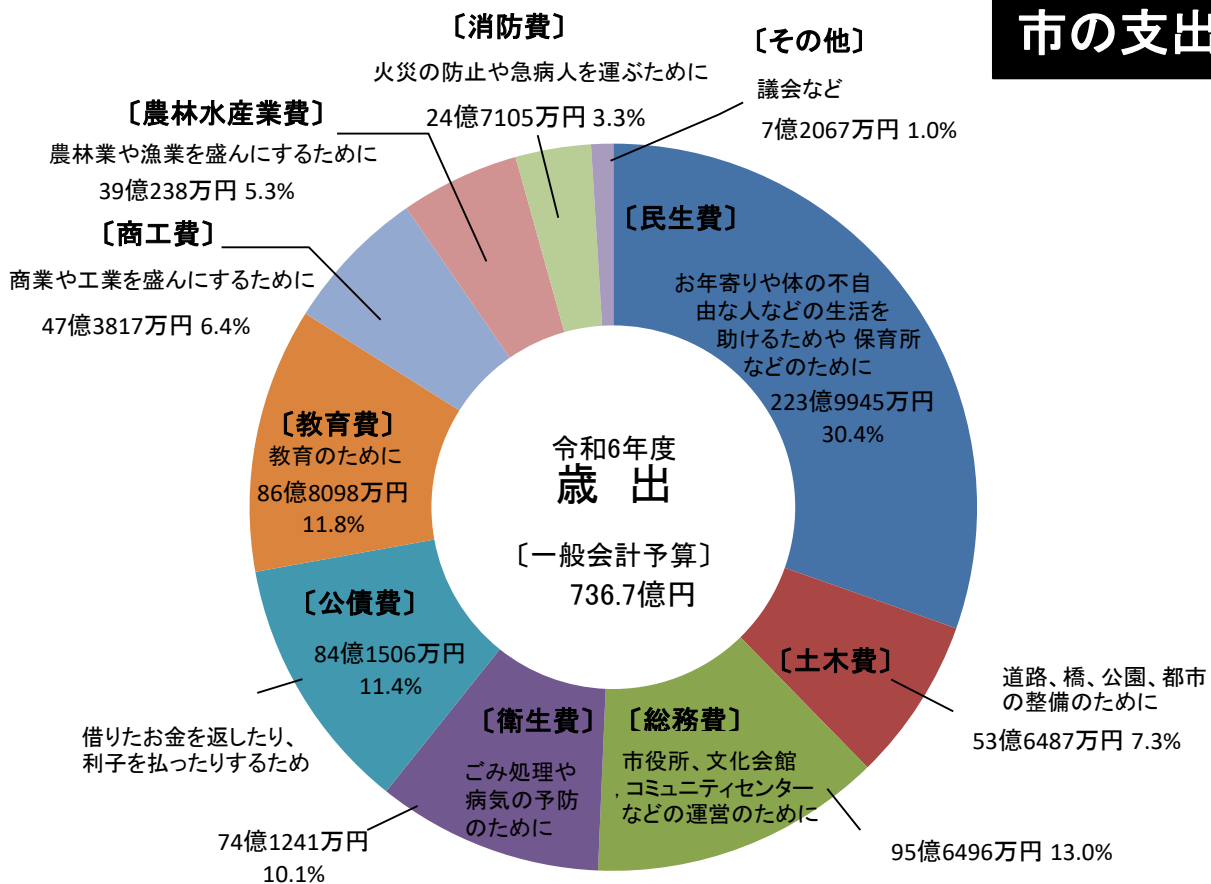
# 鶴岡市の令和6年度一般会計予算

## 市の収入と支出は？

### 市の収入

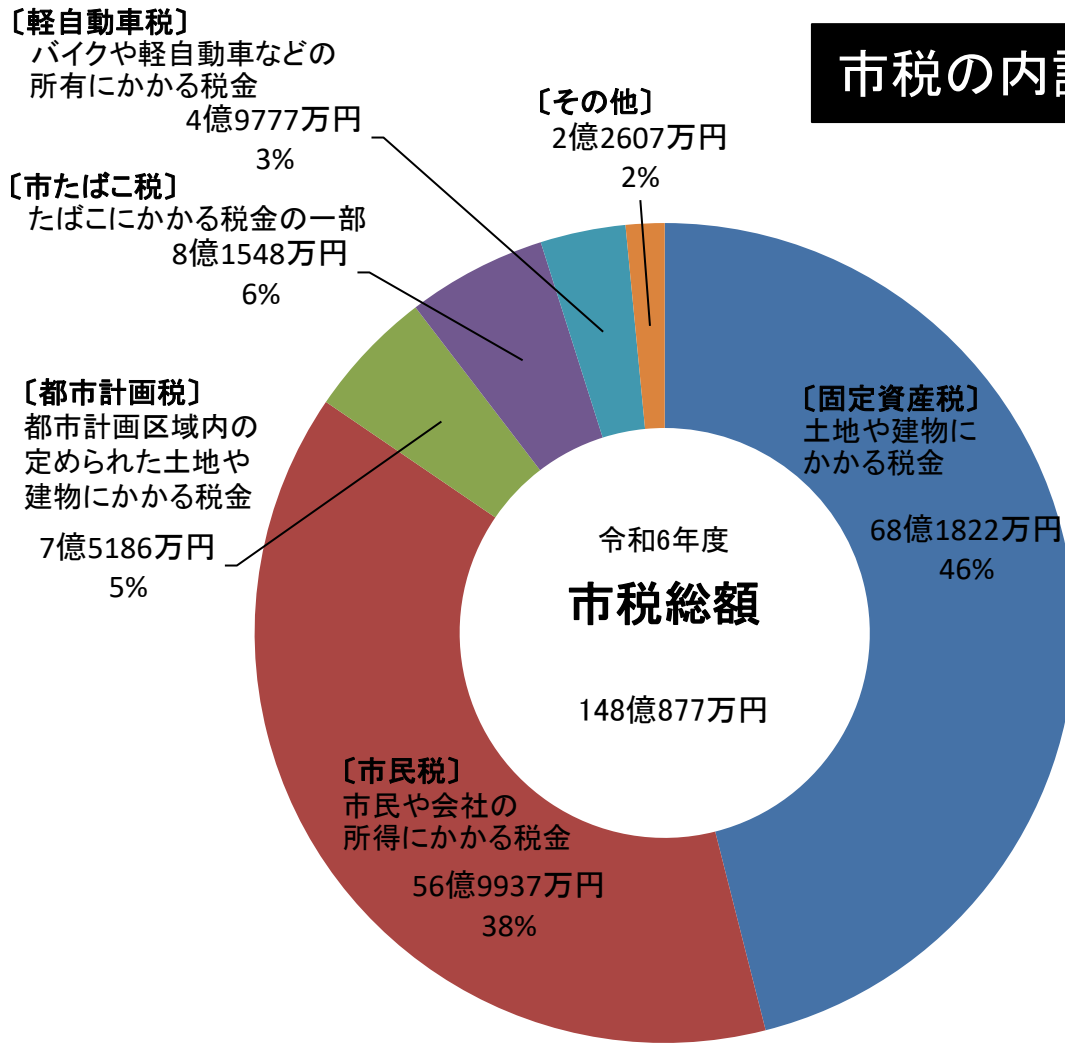


### 市の支出





## 市税の内訳は？



令和6年度の市の予算は736.7億円です。  
そのうち市税は、148億877万円で、20.1%を占め、  
市のさまざまな行政活動の原動力となっています。

## 市民1人あたりにすると

市民1人あたりが納める市税	市民1人あたりに使われるお金
<b>12万6千円</b>	<b>62万5271円</b>

鶴岡市の市民(人口)は117,821人です。(令和6年3月31日現在)

## ● 身近な財政支出

(広報つるおか特集号 令和6年度「鶴岡市予算特集」より転載)

歳出額を市民1人あたりに換算すると…625,271円

① 民生費(福祉や保育などのお金)

190,114 円



② 教育費(教育などのためのお金)

73,680 円



小学生

③ 衛生費(健康増進やごみ処理などのためのお金)

62,913 円

④ 土木費(道路や橋の建設などのためのお金)

45,534 円



⑤ 商工費(商工業や観光の振興ためのお金)

40,215 円

⑥ 農林水産業費(農林水産業振興のためのお金)

33,121 円



⑦ 消防費(消防や救急、救助活動などのためのお金)

20,973 円

⑧ 災害復旧費・労働費(自然災害の復旧工事のためのお金、雇用対策のためのお金)

3,101 円など



そのほか、

総務費(課税・納税・職員管理、企画のためのお金) …81,182円

公債費(借金返済に充てるお金) …71,422円

市議会費(市議会の運営のためのお金) … 3,016円





編集・発行

鶴岡市総務部納税課

〒九九七・八六〇一

鶴岡市馬場町九番二十五号

電話 (〇二三三五) 三五・一一八二

三五・一一八三